取組の方向性及びスケジュールについて

取組みの方向性

供給促進計画の策定

【内容】

- ① 賃貸住宅の供給の目標
- ② 公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ③ 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ④ 賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ⑤ 計画期間
- 〇 住宅確保要配慮者の追加
- 〇 登録住宅の登録基準の強化・緩和(耐震性除く)

供給の把握(調査)を行い、庁内関係部 局との調整、市町村との協議、居住支援 協議会への意見聴取

.

平成30年度中の策定を目指す

住宅確保要配慮者の需要及び賃貸住宅の

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



- ・居住支援法人については、既存の活動法人等の情報を収集し指定に向けて検討
- 生活保護代理納付の推進 等

登録制度

[H29.10.25 開始]



当面、登録手数料は徴収せず、国の直接 補助(改修費)の活用促進により登録促 進を図る

①登録住宅の改修

経済的支援

(補助制度)

②家賃低廉化及び 家賃債務保証料 住宅確保要配慮者の入居需要の実態や賃貸住宅の供給の状況を把握(調査)した 上で検討

【検討の視点】

- ・公営住宅の供給計画との整合性
- ・市町村との役割分担(負担割合)
- 将来の財政負担

スケジュール

年度	供給促進計画 (住宅審議会)	マッチング・入居支援	登録制度	経済的支援(補 助)
2 9	(7月) (2月) 検討開始		10.25 登録開始 (県・長野 市)	国の直接 補助
3 0	 ・新たなセーフティネット制度の概要 ・居住支援協議会における意見 ・賃貸住宅供給促進計画記載事項(7月) ・素案の作成 (10月) ・市町村との調整・協議・関係団体等との調整 ・パブコメ・居住支援協議会の意見聴取(2月) 計画策定 	 居住支援協議会開催 (6月) 入居需要等調査 ・生活困窮者の相談窓口、		・登録状況把握 ・入居需要等調査 結果考慮 必要性検討
3 1				終了